

別添 3

事業者選定基準

第 1 総則

1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、富田林市（以下「市」という。）が、本事業を実施する P F I 事業者を募集及び選定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものである。

2 事業者選定の方法

(1) 選定方法の概要

本事業を実施する P F I 事業者には、P F I 手法により住民生活の基盤となる浄化槽の設置と保守管理を長期にわたり適正にかつ安定して実施することが求められる。従って、選定にあたっては、価格のみならず、技術的能力、事業遂行能力等を総合的に評価するため、公募による総合評価一般競争入札方式を採用する。

(2) 審査委員会の設置

事業者選定にあたっては、学識者等で構成する富田林市浄化槽整備推進事業に係る選定事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、応募者から提出された提案書その他書類を審査し、最優秀提案書を選定する。

審査委員会の審議は時限非公開とする。

第 2 審査の手順

事業提案の審査の手順は以下のとおりである。

なお、提案内容を確認するため、必要があると認めるときは、別途ヒアリングを行うことができるものとする。

1 提案価格審査

提案価格が上限価格以下であることを確認する。

2 事業提案審査

参加者から提出された事業提案書に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。

なお、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は審査対象外とする。

(1) 基礎審査

事業提案が基本的事項をすべて充足しているかどうかについて審査を行なう。事業提案がすべての基本的事項を充足している場合は適格とする。

(2) 総合評価審査

基礎審査を通過した事業提案について、価格部分に関する定量的事項と、計画や企画の部分に関する定性的事項に関する審査を行なう。

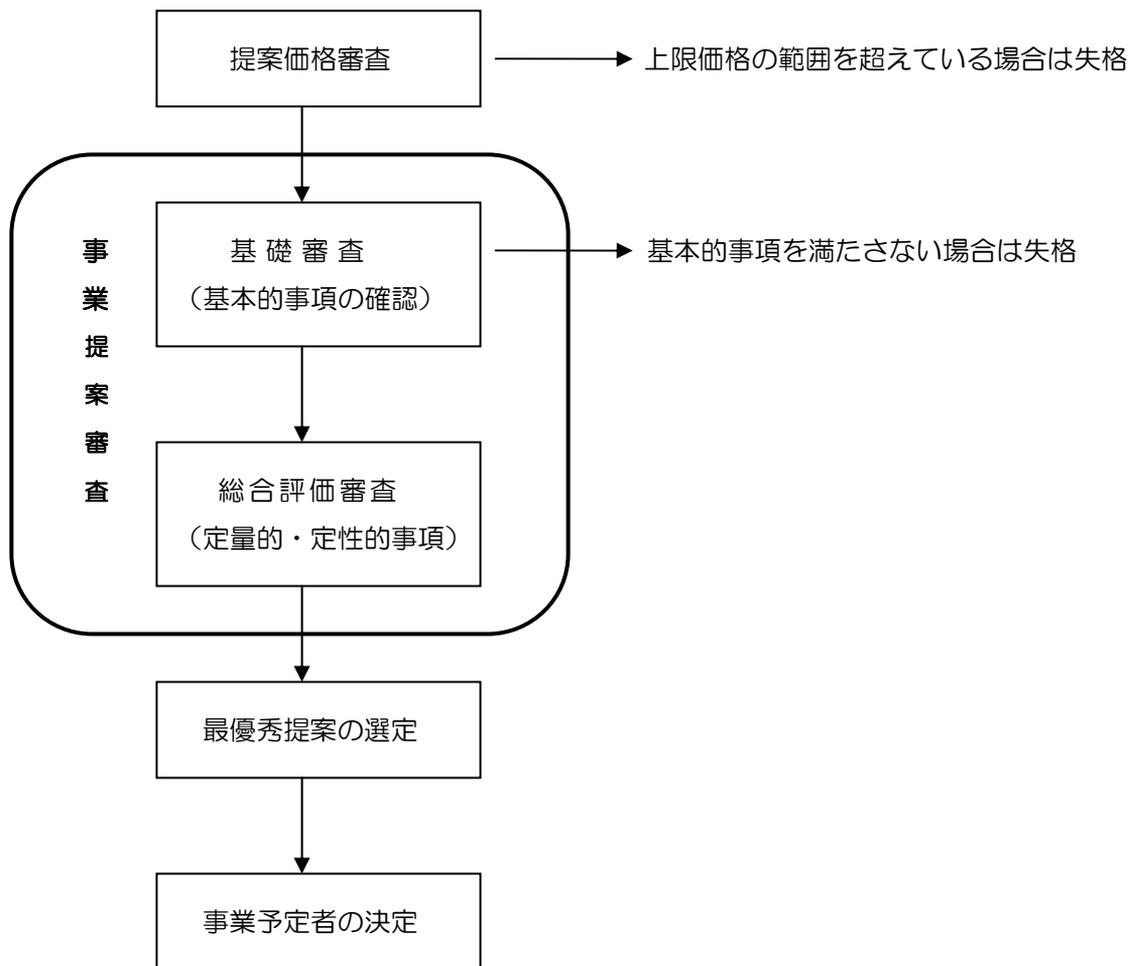
3 選定事業者の決定

審査委員会は、総合評価審査の基準をもとに審査を行ない、その審査結果の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

市は、この審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案を行った事業者を事業予定者とし、その結果を速やかに公表する。

これらの審査手順を、図1の「審査の手順」に示す。

図 1 審査の手順



第3 事業提案審査

1 基礎審査

事業提案書の内容が、基本的事項を充足しているかどうかについて、市は、表1の「基本的事項の審査基準」により審査を行ない、基本的事項の審査内容を満たしていない場合、失格とする。

表1 基本的事項の審査基準

分類	評価項目	評価区分・得点		審査内容
第1章 市費用の低減 化に関する事項 (35点)	(1) 建設コストの低減	1	最大20点	・各人槽の買取希望価格が明示されていること
	(2) 保守管理コストの低減	2	最大10点	・各人槽の保守管理希望価格が明示されていること
	(3) 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲	3	最大5点	・白紙でないこと
第2章 住民サービスの 提供に関する事項 (10点)	(1) 無償で対応できるサービス内容及び費用の範囲 (浄化槽上部の補強、放流管渠の整備)	4	最大5点	・白紙でないこと
	(2) その他、住民負担の軽減につながる内容	5	最大5点	・白紙でないこと
第3章 建設工事に関する事項 (20点)	(1) 設置する浄化槽の処理機能	6	最大10点	・窒素除去型以上の性能が確認できること ・全浄協による機能実地調査結果が添付されていること
	(2) 広報活動の実施方法、住民との 工事打ち合わせから使用開始までの業務フロー及びスケジュール	7	最大5点	・広報活動、業務フロー、スケジュールが明記されていること
	(3) 5人槽工事の標準仕様と標準 工事スケジュール、その実施体制	8	最大5点	・工事標準仕様とそのスケジュール及び実施体制が明記されていること
第4章 保守点検に関する事項 (20点)	(1) 処理機能を発揮させるための 保守管理体制及び突発的な事象への24時間対応に関する実施体制	9	最大10点	・保守管理体制、24時間対応実施体制が明記されていること
	(2) 設置と保守管理の業務に関して 必要な情報を市と共有する方法 (一元的な管理システムの提供)	10	最大10点	・設置と保守管理の両業務で共有可能なシステムが明記されていること
第5章 P F I 事業者 (S P C) の 財務基盤、事業信頼性 (15点)	(1) 資金計画、収支計画等の財務 基盤	11	最大5点	・資金計画の確実性、金融機関との調整内容
	・資金計画の確実性、金融機関との調整内容			・資金調達予定先と調達予定額、調達予定条件（金利等）が明記されていること
	・収支計画の確実性			・収支計画が明記されていること
	・協力会社への支払い方法			・支払い方法が明記されていること
	・加入する予定の損害保険とその内容	・第三者損害保険を初めとする加入保険が明記されていること。		
(2) 市内における公共事業の実績 内容（過去3年間の実績）	12	最大10点	・確認できる内容が明記されていること	
得点合計(100点)				

2 総合評価審査

総合評価審査の事項と配点は、表1のうち、評価項目・評価区分・得点のとおりとし、定量的事項では建設コストの低減及び保守管理コストの低減を対象として計30点、定性的事項ではそれ以外評価項目を対象として計70点の合計100点とする。

(1) 定量的事項の審査

ア 建設コストについて

- ① 各人槽1基ごとの買取希望価格にそれぞれの総基数を乗じた提案価格総額をもって、評価対象とする。

総基数

	新設	5人槽	7人槽	10人槽
H18年1～3月	30	18	6	6
H18年度	100	55	25	20
H19年度	90	49	23	18
H20年度	90	50	22	18
H21年度	90	50	22	18
H22年度	50	28	12	10
計	450	250	110	90

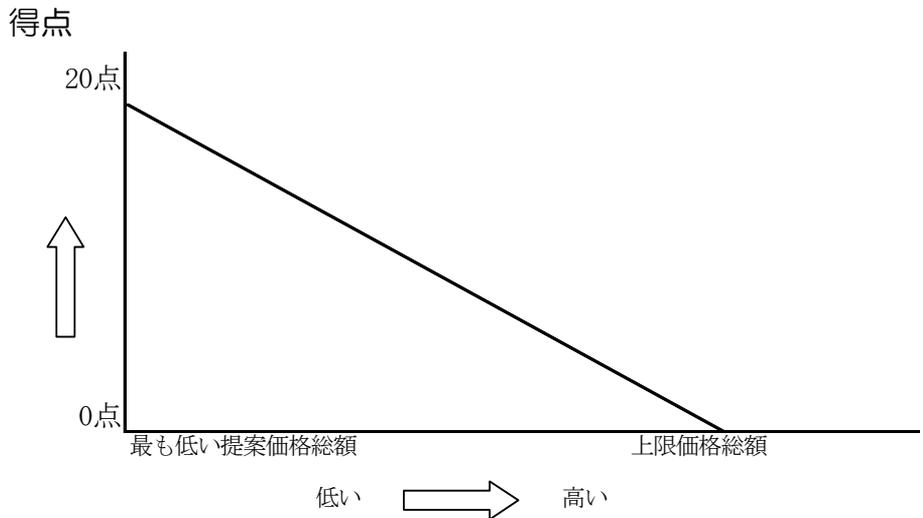
- ② 市は、各人槽1基ごとの上限価格を公表し、買取希望価格の条件を、その価格以下とする。
- ③ 評価得点は、最も低い提案価格総額に対して最大点の20点を付与し、上限価格総額と同額では最小点の0点となる。
- ④ その他の評価得点は、次式のとおりとする。

[計算式]

$$\text{得点} = 20 \text{ 点} - (\text{提案価格総額} - \text{最も低い提案価格総額}) \div 1 \text{ 点あたりの価格差}$$

注) 1点あたりの価格差：(上限価格総額－最も低い提案価格総額) ÷ 20点

注) 得点の小数点以下の数値については、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までとする。



イ 保守管理コストについて

- ① 各人槽 1 基ごとの保守管理希望価格にそれぞれの総基数を乗じた提案価格総額をもって評価対象とする。

総基数

保守管理年度	新設				既設				合計
	計	5人槽	7人槽	10人槽	計	5人槽	7人槽	10人槽	
H18年1～3月	30	18	6	6	60	15	21	24	90
H18年度	130	73	31	26	80	20	28	32	210
H19年度	220	122	54	44	80	20	28	32	300
H20年度	310	172	76	62	80	20	28	32	390
H21年度	400	222	98	80	80	20	28	32	480
H22年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H23年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H24年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H25年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H26年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H27年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
計	3,790	2,107	925	758	860	215	301	344	4,650

新設+既設	5人槽	7人槽	10人槽	計
総基数	2,322	1,226	1,102	4,650

- ② 市は、各人槽 1 基ごとの上限価格を公表し、保守管理希望価格の条件を、その価格以下とする。
- ③ 評価得点は、最も低い提案価格総額に対して最大点の 10 点を付与し、上限価格総額と同額では最小点の 0 点となる。

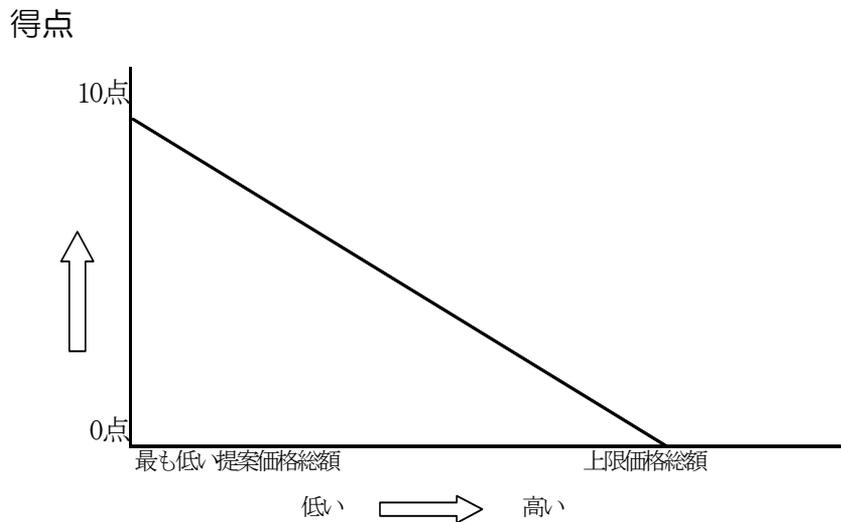
④ その他の評価得点は、次式のとおりとする。

[計算式]

$$\text{得点} = 10 \text{ 点} - \frac{(\text{提案価格総額} - \text{最も低い提案価格総額})}{\text{1 点あたりの価格差}}$$

注) 1 点あたりの価格差：(上限価格総額－最も低い提案価格総額) ÷ 10 点

注) 得点の小数点以下の数値については、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする。



(2) 定性的事項の審査

ア 評価と得点

定性的事項（表 1 の評価区分 3～12）の各評価項目について、表 2 の「定性的事項に係る審査の視点」に基づき審査し、得点化を行なう。

表2 定性的事項の審査の視点

分類	評価項目	審査の視点
第1章 市費用の低減 化に関する事項	(1) 建設コストの低減	・ブローアの修繕や交換。本体エアー配管の修繕や交換。ろ床の修繕や交換など、具体的かつ明確な内容となっているか。
	(2) 保守管理コストの低減	
	(3) 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲	
第2章 住民サービスの 提供に関する事項	(1) 無償で対応できるサービス内容及び費用の範囲(浄化槽上部の補強、放流管渠の整備)	・放流管渠の設置工事、庭木や水道管などの障害物の移設費など、具体的かつ明確な内容となっているか。
	(2) その他、住民負担の軽減につながる内容	・単独処理浄化槽の撤去費などを含め、住民負担軽減への具体的かつ明確な内容が記載されているか。
第3章 建設工事に関する事項	(1) 設置する浄化槽の処理機能	・メーカー、型式において、全浄協の機能実地調査結果の内容などから、実際に設置した後の処理性能がどの程度確保されているか。
	(2) 広報活動の実施方法、住民との工事打ち合わせから使用開始までの業務フロー及びスケジュール	・住民の不安、疑問に配慮した内容となっているか。
	(3) 5人槽工事の標準仕様と標準工事スケジュール、その実施体制	・国及び府の設計、施工の基準に合うものとなっているか。
第4章 保守点検に関する事項	(1) 処理機能を発揮させるための保守管理体制及び突発的な事象への24時間対応に関する実施体制	・国及び府の維持管理の基準に合うものとなっているか。 ・休日や夜間の連絡窓口の設置、修理や修繕に対する出動体制が明記されているか。
	(2) 設置と保守管理の業務に関して必要な情報を市と共有する方法(一元的な管理システムの提供)	・事業者の責任において、設置と管理に関するデータを作成、保管し、市に対してもそのデータを提供できるシステムを採用する予定となっているか。市販のシステム及びそれら一部改造するシステムも可能。
第5章 PFI事業者 (SPC)の 財務基盤、事業 信頼性	(1) 資金計画、収支計画等の財務基盤 ・資金計画の確実性、金融機関との調整内容	・資金調達予定先と調達予定額、調達予定条件(金利等)に妥当性があるか。 ・予定金融機関への返済計画に妥当性があるか。
	・収支計画の確実性	・事業収支が具体的に計画されており、その計画に妥当性があるか。
	・協力会社への支払い方法	・資金調達と支払い予定額に妥当性があるか。
	・加入する予定の損害保険とその内容	・第三者損害保険を初めとする加入保険とその内容が適切であるか。
	(2) 市内における公共事業の実績内容(過去3年間の実績)	・今後の確実な事業実施を判断できるより多くの実績を持っているか。

イ 定性的事項の得点化の方法

提案内容は、定性的事項の評価項目ごとに、表3の定性的事項における得点化の方法に示すAからEの5段階のいずれかに評価し、得点化を行う。

なお、表1に示す最大10点の評価項目については、上記得点を2倍して得点化を行う。

得点は、審査委員会における各委員の平均点とする。小数点以下の数値については、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までとする。

表3 定性的事項における得点化の方法

評価	評価の意味	得点
A	特に優れている	5
B	優れている	4
C	普通	3
D	やや劣っている	2
E	劣っている	1

3 同得点の場合の評価

最優秀提案が2件以上で同得点となった場合、定量的事項と定性的事項の提案内容についてバランスの良さなど総合的な観点から評価し、その結果をもとに、最優秀提案を決定する。